

## 議案第67号

### あきる野市高校生等の医療費の助成に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月24日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

#### 提案理由

高校生等への医療費の助成を実施するに当たり、対象者、助成の範囲等に関し、必要な事項を定める必要がある。

### あきる野市高校生等の医療費の助成に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上及び健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「高校生等」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「高校生等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない高校生等を監護し、かつ、その生計を維持する者

(3) 高校生等が何人からも監護されておらず、あきる野市（以下「市」という。）が必要と認める場合の当該高校生等本人

3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生等は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が高校生等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

#### (対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規

則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する高校生等を養育している者は、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 規則で定める施設に入所している者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者（医療証の交付）

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する高校生等について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第5条 市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

2 前項における助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の助成）

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）を提示して診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（標準負担額相当額の支払方法）

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、標準負担額相当額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（届出義務）

第8条 対象者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について、規則に定めるところにより毎年、市長に届け出なければならない。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（譲渡又は担保の禁止）

第9条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第10条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

（助成費の返還等）

第11条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正な行為によって、医療費の助成を受けたとき。

（2） 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

（3） 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

（4） 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（委任）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の規定による医療証の交付及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

3 あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年あきる野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1中6の項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 市長	あきる野市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年あきる野市条例第 号)による高校生等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	--------------------------------------------------------------------------

別表第2の8の項特定個人情報の欄に次のように加える。

(9) あきる野市高校生等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報

別表第2に次のように加える。

10 市長	あきる野市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 障害者関係情報 (2) 生活保護等関係情報 (3) 地方税関係情報 (4) 国民健康保険関係情報 (5) 後期高齢者医療関係情報 (6) ひとり親等医療費助成関係情報
-------	----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------